

# 委任状／授權書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

## 領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

|                |      |     |     |     |     |     |      |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 本大阪弁事処<br>管轄区域 | 近畿地方 | 大阪府 | 京都府 | 兵庫県 | 滋賀県 | 奈良県 | 和歌山県 |
|                | 東海地方 | 愛知県 | 岐阜県 | 三重県 |     |     |      |
|                | 北陸地方 | 富山県 | 石川県 | 福井県 |     |     |      |
|                | 中国地方 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 |     |      |
|                | 四国地方 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 |     |      |

## ～文書種類～

|     |                              |                    |
|-----|------------------------------|--------------------|
| 私文書 | 管轄内を居住地とする個人が作成した文書          | <a href="#">書式</a> |
|     | 例.委任状/授權書・拠棄繼承授權書・拠棄繼承權聲明書等  |                    |
|     | 注1)領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出 |                    |
|     | 注2)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る        |                    |

各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること

注3)帰化前の台湾名を追記する場合、原戸籍謄本(帰化記載有)を要提出

台北駐大阪経済文化弁事処

# ～必 要 書 類 ～

## ◆本人による窓口申請

|    |   |        |
|----|---|--------|
| 1  | <u>申請表</u>  |        |
| 2  | 認証文書の原本   | ※要認証部数 |
|    | 申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー<br><br>* 運転免許証は要両面コピー   |        |
| 3  | 一個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)とそのコピー<br><br>②在留カード所持者…原本とその両面コピー |        |
| 4  | 認証文書に記載のあるその他身分証明書[住民票等]<br><br>—申請者情報確認の為、全てコピーと共に要提出(現住所確認等)  |        |
| 費用 | 現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可  |        |

## ◆代理人による窓口申請

|    |   |        |
|----|---|--------|
| 1  | <u>申請表</u>  |        |
| 2  | 公証済みの認証文書原本   | ※要認証部数 |
|    | —必ず <b>本人</b> が公証役場に出向き、公証を受けること<br><br>—代理公証は不可  |        |
| 3  | 公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数  |        |
|    | 申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー<br><br>* 運転免許証は要両面コピー   |        |
| 4  | 一個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー<br><br>②在留カード所持者…両面コピー              |        |
| 5  | <u>代理委任状原本</u><br><br>○署名の場合…パスポートと同書式で要署名<br><br>○押印の場合…要印鑑証明書   |        |
| 6  | 代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー<br><br>* 運転免許証は要両面コピー   |        |
|    | —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)とそのコピー<br><br>②在留カード所持者…原本とその両面コピー |        |
| 費用 | 現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可  |        |

## ～ 必 要 書 類 ～

### ◆郵送申請

|              |   |
|--------------|---|
| 1            | <u>申請表</u>  |
| 2            | 公証済みの認証文書原本<br>—必ず <b>本人</b> が公証役場に出向き、公証を受けること<br>—代理公証は不可                                 |
| 3            | 公証済みの認証文書の全頁コピー<br>申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー<br>* 運転免許証は要両面コピー                      |
| 4            | 個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー<br>②在留カード所持者…両面コピー   |
| <b>費用</b>    | 現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可  |
| <b>返送用封筒</b> | レターパックライト: 全項目を記入後、追跡用として事前に<br>「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと                                      |
| <b>郵送方法</b>  | 現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記   |
| <b>宛先</b>    | 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階<br>台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係<br>TEL:06-6227-8623     |
| <b>備考</b>    | ・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送<br>・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送<br>・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を保管 |

台北駐大阪経済文化弁事処

## 《注意事項》

- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。  
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。

## 《お問い合わせ先》

| 本大阪弁事処 |   |
|--------|---|
| 住所     | 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階   |
| E-Mail | osaka@mofa.gov.tw   |
| 開館日    | 月～金曜日   |
| 休館日    | 土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)   |
| 受付時間   | <p>■申請…9:00～11:00 &amp; 13:00～14:30 * <u>予約不要</u></p> <p>■受領…9:00～11:30 &amp; 13:00～15:00</p> <p>*開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、<br/>本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください</p> |
| 交付日    | 受理翌日起算5開館日  |
| 受取方法   | <u>2通り</u>  |

| 各弁事処  | 電話番号         | 管轄区域        |
|-------|--------------|-------------|
| 駐日代表処 | 03-3280-7800 | 関東・甲信越・東北地方 |
| 横浜弁事処 | 045-641-7737 | 神奈川県・静岡県    |
| 福岡弁事処 | 092-734-2810 | 九州地方・山口県    |
| 那覇弁事処 | 098-862-7008 | 沖縄県         |
| 札幌弁事処 | 011-222-2930 | 北海道         |

台北駐大阪経済文化弁事処